

長崎市農業委員会 令和3年8月総会 議事録

- 1 日 時 令和3年8月30日(月) 13:30 開会
14:20 閉会
- 2 会 場 長崎市立図書館新興善メモリアルホール(長崎市興善町1番1号)
- 3 役 員 会長職務代理者 山口 眞佐栄

4 出席農業委員(11名)

赤瀬 孝則 石橋 一次 岩永 一也 岩本 隆 後山 裕義
上川 満治 柳川 八百秀 山口 邦俊 山口眞佐栄 山崎 実男
山脇 貞雄

※以下の委員については、新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため出席要請せず(8名)

井川 義英 田平 孝廣 鳥越 悦子 松尾 隆治 永岡 亜也子
平尾 政博 峰 忠幸 森山 安男

5 出席推進委員(0名)

新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため出席案内せず

6 出席職員

【農委事務局】 前田事務長 川本農政管理係長 木下農地係長 岩崎主任 赤池主事

7 資 料 別添資料のとおり

○事務長 ただ今から令和3年8月農業委員会総会を開会いたします。本日の付議事項に係る議案につきましては、お手元に配付させていただいております。それでは、議事進行につきましては、本日は、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、平尾会長が不在となりますので、農業委員会等に関する法律第5条第5項及び農業委員会会議規則第4条に基づき、山口眞佐栄会長職務代理者をお願いいたします。

○議長 みなさん、こんにちは。本日は、大変お忙しい中、8月の農業委員会総会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。また、事務長から説明がありましたとおり、本日は、会長がご不在となりますので、会長に代わりまして、私が議長を務めさせていただきます。座って議事を進行させていただきます。それでは、委員定足数の報告を事務局からお願いいたします。

○事務長 本日の総会につきましては、農業委員の出席は11名であり、在任委員の過半数が出席されておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項及び、長崎市農業委員会会議規則第6条により、総会は成立しておりますことをご報告いたします。

また、今月の総会は、新型コロナウイルス感染症の流行が拡大しております状況を鑑み、8月23日の運営委員会で協議をいたしまして、総会出席者を会議の成立に必要な最小限の人数とする措置を取らせていただきましたことを併せてご報告いたします。

○議長 それでは、議案の審議に入る前に、議事録署名人を私の方から指名させていただきます。柳川八百秀委員と山口邦俊委員をお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○柳川委員・山口（邦）委員（承諾）

○議長 それでは、総会を進めさせていただきます。なお、会議が円滑に進行しますように皆様方のご協力をお願いいたします。本日は付議事項が6件ございます。まず、第1号議案「長崎農業振興地域整備計画の変更に伴う意見の聴取について」事務局から議案の説明をお願いします。

○農政管理係長 それでは、第1号議案についてご説明いたします。議案書の1ページをお開きください。本議案は、長崎農業振興地域整備計画の変更に関して、「農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定に基づき、長崎市長より農業委員会に意見を求められているもので、今回、農用地区域からの除外が1件申請されております。2ページをお開きください。申請者は、東京都港区所在の〇〇さんです。目的は、太陽光発電用地として使用することに伴う農用地区域の除外申請で、申請する物件は、〇〇が所有する、永田町の原野1筆7,024㎡です。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真です。黒崎永田湿地自然公園の北東に位置しております。次が、5千分の1の農用地

区域の表示図です。次が、千分の1の農用地区域の表示図です。次が、現地の写真です。立会委員の意見の欄に記載のとおり、申請地は、登記地目及び現況地目ともに原野で山林化が進んでいること、申請地周辺は採石場跡地で隣接する農地もなく、周辺の農業生産に影響を及ぼす恐れもないため、農用地区域からの除外は問題ないと考えられます。なお、雨水・排水については、自然流下ではなく、周辺に影響がないよう被害防除を確実にを行うことを意見として出したいと考えております。現地調査につきましては、8月20日に岩永一也農業委員にご確認いただいております。説明は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただいま、事務局から第1号議案について説明がございましたが、この件について、何かご意見、ご質問はございませんか。

○上川委員 今、この面積を見ますと、大変広大な面積ということと、意見として、自然流下ではなく、周辺に影響がないようにということになっているんですが、これが確実に言えるのかという問題について、協議いただければと思います。

○議長 事務局からお願いします。

○農政管理係長 ここが申請地で、下側が山になっています。周辺が採石場の跡地ということで、このような状態に段になっておりまして、この辺は山林化した中の採石場跡ということなので、説明にもありましたように、周りに農地は一切ないという所になっております。ただ、下の方は、道路に繋がっている部分がありますので、そこについてはそのまま垂れ流しというよりも、側溝などを利用した防除計画を立てていただきたいということで、要望として上げさせていただきたいと考えております。現地の状況としては、木々に囲まれた中に先ほどの写真のような広い原野があって、その下も採石場跡で下に草が生えているような状況を鑑みて、周辺に影響はないだろうと判断させていただいております。

○上川委員 何を気にするかというと、このまえ静岡県でも違法埋立てによつての被害というものが出ておりまして、大変慎重にこういう案件については、引力の関係で、上から下という格好で、今、世の中の状況が問題になってきていると。そういうような中で影響するということがないということを確実に言えるならば、まあ、認可の方向でもいいのかなと思っているんですけども、そこら辺のことを慎重にやるということが、農業委員会に求められていくのではないかと思いますので、再度意見として残しておきたいと思えます。

○議長 この件については、運営委員会でも色々な議論が生まれて、色々な対策を講じるようにということで集約させていただいております。一つ考えられるのは、何故ここが、農振地域なのかということだったんですが、色々なご意見の中で結論が生まれませんでしたけれども、それを外すために十分考慮して、施工会社に対しても協議していただくというよ

うなことで議論を収めましたので、ご理解をいただきたいというふうに思います。他にございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら皆様にお諮りいたします。第1号議案について、異議なしとすることに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第1号議案につきましては、異議なしとすることに決定いたします。続きまして、第2号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」事務局から議案の説明をお願いいたします。

○農地係長 それでは、第2号議案1番についてご説明いたします。議案書の3ページをご覧ください。本件は、西彼杵郡長与町の〇〇さんが所有する、田中町の農地1筆436㎡について、田中町の〇〇さんが贈与により取得し、所有権移転を行うための許可申請がなされたものでございます。申請理由としましては、譲渡人が市外在住で耕作管理ができないためであり、譲受人が農業経営規模の拡大のためでございます。申請地につきましては、スクリーンをご覧ください。航空写真でございます。中尾ダムの西側に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。農地法第3条第2項の許可要件につきましては、第1号の全部効率利用要件は、不耕作面積もないため要件を満たしております。第4号の農作業常時従事要件は、農作業常時従事日数が、4人で1,100日ということで要件を満たしております。第5号の下限面積につきましては、今回の取得で経営面積が8,041㎡となり、下限面積3,000㎡の要件を満たしております。第7号の地域との調和要件におきましても、8月11日に松尾隆治農業委員、城戸利美推進委員立会いのもと現地を確認し、特に問題ないとの意見をいただいております。

続きまして、2番についてご説明いたします。議案書は引き続き3ページをご覧ください。本件は、福田本町の〇〇さんが所有する、福田本町の農地3筆2,712㎡について、城山台2丁目の〇〇さんが売買により取得し、所有権移転を行うための許可申請がなされたものでございます。申請理由としましては、譲渡人が高齢により耕作管理ができないためであり、譲受人が農業経営規模拡大のためでございます。申請地につきましては、スクリーンをご覧ください。航空写真でございます。福田カントリークラブゴルフ場の東側に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。農地法第3条第2項の許可要件につきましては、第1号の全部効率利用要件は、不耕作面積もないため要件を満たしております。第4号の農作業常時従事要件は、農作業常時従事日数が、2人で160日ということで要件を満たしております。第5号の下限面積につきましては、今回の取得で経営面積が6,345.91㎡となり、下限面積2,000㎡の要件を満たしております。第

7号の地域との調和要件におきましても、8月19日に石橋一次農業委員立会いのもと現地を確認し、特に問題ないとの意見をいただいております。

続きまして、3番についてご説明いたします。議案書の4ページをご覧ください。本件は、宮崎町の〇〇さんが所有する、宮崎町の農地2筆308㎡について、娘である宮崎町の〇〇さんが贈与により取得し、所有権移転を行うための許可申請がなされたものでございます。申請理由としましては、譲渡人が高齢により耕作管理ができないためであり、譲受人が母からの贈与を受け耕作管理を行うためでございます。申請地につきましては、スクリーンをご覧ください。航空写真でございます。川原大池の北側に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。農地法第3条第2項の許可要件につきましては、第1号の全部効率利用要件は、不耕作面積もないため要件を満たしております。第4号の農作業常時従事要件は、農作業常時従事日数が、3人で550日ということで要件を満たしております。第5号の下限面積につきましては、今回の取得で経営面積が5,276㎡となり、下限面積3,000㎡の要件を満たしております。第7号の地域との調和要件におきましても、8月17日に田平孝廣農業委員立会いのもと現地を確認し、特に問題ないとの意見をいただいております。説明は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただ今、事務局から第2号議案についての説明がございましたが、何かご意見、ご質問等ございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら皆様にお諮りいたします。第2号議案について当委員会において許可することに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第2号議案につきましては、当委員会において許可することに決定いたします。続きまして、第3号議案「農地法第5条第1項の規定による転用許可後の変更承認申請について」事務局から議案の説明をお願いします。

○農地係長 それでは、第3号議案1番についてご説明いたします。議案書の5ページをご覧ください。本件は、〇〇が、九州新幹線西九州ルート of 建設工事に伴う並松公民館の代替施設設置のための一時転用について、今回、工期延長のため変更承認申請がなされたものでございます。変更理由としましては、隣接工区の市道切り替え工事が遅れ、新公民館の宅盤整地工事の着手遅延により、新並松公民館の工事完了が遅れるためでございます。現在、公民館の外装板工事が行われておりますが、里道の付け替え等もあり、申請期間の令和3年9月30日までが、変更後は令和4年3月31日までとなります。申請地につきましては、スクリーンをご覧ください。航空写真でございます。船石公民館の東側に位置し

ております。次が、拡大したものになります。赤色で塗りつぶした部分が申請地で、赤枠で囲んだ部分が元の並松公民館の位置です。当該地は、農用地区域以外の農地で、甲種農地、第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない、第2種農地に該当するものと判断されます。次が、トンネル口付近の図面です。赤枠で囲んだ部分が元の公民館、青枠で囲んだ部分が新公民館の建設位置でございます。次が、利用計画図です。白抜きの部分が仮公民館です。次が、現地の写真です。赤で囲んだ部分が、申請地でございます。次が、公民館の建設状況です。現在、外装版工事を行っております。同じく公民館建設状況の写真になります。立会につきましては、8月18日に赤瀬孝則農業委員にお願いし、隣接農地への影響について、雨水排水の状況、境界等、特に問題はないとの意見をいただいております。

続きまして、第3号議案2番についてご説明いたします。議案書の6ページをご覧ください。本件は、〇〇が、九州新幹線西九州ルート of 建設工事に伴う仮設ヤード設置のための一時的転用について、今回、工期延長のため変更承認申請がなされたものでございます。変更理由としましては、〇〇が同時期に施工を行うためダンプ、生コン車等の工事車輛が町内を運行する必要がある、その対策協議と事前対策に時間を要し工期が大幅にずれ込むこととなりました。変更前の申請期間は、令和3年9月30日まででしたが、変更後は、令和4年3月31日までとなります。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。船石公民館の東側に位置しております。次が、拡大したものになります。当該地は、農用地区域以外の農地で、甲種農地、第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない、第2種農地に該当するものと判断されます。次が、利用計画図です。農地転用にかかる赤で囲んだ部分については、変更はございません。次が、現地の写真です。赤で囲んだ部分が申請地でございます。立会につきましては、8月18日に赤瀬孝則農業委員にお願いし、隣接農地への影響について、雨水排水の状況、境界等、特に問題はないとの意見をいただいております。説明は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただ今、事務局から第3号議案についての説明がございましたが、この件について何かご意見、ご質問等ございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら皆様にお諮りいたします。第3号議案について許可意見を付して知事に進達することに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第3号議案については、許可意見を付して知事に進達することに決定いたします。続きまして、第4号議案「農地法第5条第1項の規定による転用許可申請について」事務局から議案の説明をお願いします。

○農地係長 それでは、第4号議案1番についてご説明いたします。議案書の7ページをご覧ください。本件は、琴海村松町の〇〇さんが所有する琴海村松町の農地1筆について、子供である琴海村松町の〇〇さんが、分家住宅建築の目的で申請が出されたものでございます。申請地につきましては、スクリーンをご覧ください。航空写真でございます。村松小学校の西側に位置しております。次が、拡大したものになります。当該地は、市街地の区域又は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地で、水道管及び下水道管が埋設されている道路の沿道の区域であり、おおむね500m以内に教育施設及び公共施設がある、第3種農地に該当するものと判断されます。次が、現況平面図でございます。雨水排水については、道路側溝へ放流し、汚水、生活雑排水は公共下水道へ接続いたします。次が、現地の写真です。立会につきましては、8月17日に森山安男農業委員にお願いし、隣接農地への影響について、雨水排水の状況、境界等、特に問題はないとの意見をいただいております。

続きまして、2番についてご説明いたします。議案書は引き続き7ページをご覧ください。本件は、琴海戸根町在住の〇〇さんが所有する琴海形上町の農地1筆について、琴海形上町の〇〇さんが、法面整備を行う目的で申請が出されたものでございます。なお、譲渡人については、〇〇さんの子供である、成年後見人の〇〇さんからの申請となっております。申請地につきましては、スクリーンをご覧ください。航空写真でございます。ニュー琴海病院の北西に位置しております。次が、拡大したものになります。当該地は、農用地区域外の農地で甲種農地、第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない、第2種農地に該当するものと判断されます。次が、現況平面図でございます。赤枠で囲んだ部分が、申請地になります。次が、断面図です。当該地は、〇〇さん宅に近接する崖地であり、がけ崩れの危険性があることから、断面図のとおり、階段状に掘削することとしております。雨水排水については、〇〇さん宅内の側溝へ放流し、汚水、生活雑排水は発生いたしません。次が、現地の写真です。次も、同じく現地の写真です。〇〇さん宅に隣接する崖地を階段状に掘削いたします。立会につきましては、8月17日に山脇貞雄委員にお願いし、隣接農地への影響について、雨水排水の状況、境界等、特に問題ないとの意見をいただいております。

続きまして、3番についてご説明いたします。議案書は、引き続き7ページをご覧ください。本件は、春日町の〇〇さんが所有する春日町の農地2筆について、子供である網場町の〇〇さんが、住宅を建築する目的で申請が出されたものでございます。申請地につきましては、スクリーンをご覧ください。航空写真でございます。特別養護老人ホーム橘の丘の西側に位置しております。次が、拡大したものになります。当該地は、農用地区域外の農地で甲種農地、第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない、第2種農地に該当するものと判断されます。次が、現況平面図でございます。雨水排水については、道路側溝へ放流し、汚水、生活雑排水は合併浄化槽から道路側溝へ放流いたします。次が、現地の写真です。立会につきましては、8月19日に松尾隆治農業委員にお願いし、隣接農地への影響について、雨水排水の状況、境界等、特に問題はないとの意見をいただいております。説明は、以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただ今、事務局から第4号議案についての説明がございましたが、何かご意見、ご質問等ございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら皆様にお諮りいたします。第4号議案について許可意見を付して知事に進達することに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第4号議案について許可意見を付して知事に進達することに決定いたします。続きまして、第5号議案「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の作成について」事務局から議案の説明をお願いいたします。

○農地係長 それでは、第5号議案1番と2番については関連がございますので、併せてご説明いたします。議案書の8ページをご覧ください。1番は、神浦下大中尾町の〇〇さんが所有する、神浦下大中尾町の農地5筆1,657㎡について、古町の〇〇が5年間の賃貸借により利用権の新規設定を行うものでございます。

続きまして2番は、西海町の〇〇さんが所有する、神浦扇山町の農地4筆5,733㎡について、古町の〇〇が5年間の賃貸借により利用権の新規設定を行うものでございます。設定後の経営面積は、7,390㎡となり、利用につきましては水稻と野菜の栽培を予定しております。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。神浦ダムの北側に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。こちらが、神浦大中尾町の写真になります。次が、神浦扇山町の写真になります。扇山町の写真が、もう1枚ございます。現地調査は8月16日に鶴田安明推進委員立会いのもと現地を確認し、特に問題ないとの意見をいただいております。

続きまして、3番についてご説明いたします。議案書の9ページをご覧ください。本件は、宮崎町の〇〇さんが所有する、宮崎町の農地1筆348㎡について、長崎県農業振興公社が5年間の賃貸借により利用権の新規設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今、説明いたしました農地1筆348㎡について、5年間の賃貸借により、麴屋町の〇〇さんへ利用権の設定を行うものでございます。設定後の経営面積は、1,130㎡となり、利用につきましては普通畑を予定しております。申請地につきましては、スクリーンをご覧ください。航空写真でございます。川原大池の北側に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。現地調査は7月9日に田平孝廣農業委員立会いのもと現地を確認し、特に問題ないとの意見をいただいております。

続きまして、4番についてご説明いたします。議案書は引き続き9ページをご覧ください。本件は、長浦町の〇〇さんが所有する、長浦町の農地1筆2,041㎡について、長崎県

農業振興公社が5年間の使用貸借により利用権の新規設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今、説明いたしました農地1筆2,041㎡について、5年間の使用貸借により、長浦町の〇〇さんへ利用権の設定を行うものでございます。設定後の経営面積は、47,860㎡となり、利用につきましては、水稻を予定しております。申請地につきましては、スクリーンをご覧ください。航空写真でございます。琴海地域センター長浦事務所の北側に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。現地調査は7月15日に平尾政博農業委員、久保正推進委員立会いのもと現地を確認し、特に問題ないとの意見をいただいております。

続きまして、5番についてご説明いたします。議案書は10ページをご覧ください。本件は、琴海村松町の〇〇さんが所有する、琴海戸根町の農地1筆3,006㎡について、長崎県農業振興公社が20年間の賃貸借により利用権の再設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今、説明いたしました農地1筆3,006㎡について、20年間の賃貸借により、滑石3丁目の〇〇さんへ利用権の設定を行うものでございます。今回は、賃借期間を10年から20年に変更して再設定を行うものでございます。設定後の経営面積は、7,206㎡となり、利用につきましては、野菜の栽培を予定しております。申請地につきましては、スクリーンをご覧ください。航空写真でございます。琴海中学校の南側に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。現地調査は7月15日に森山安男農業委員、濱口雅洋推進委員立会いのもと現地を確認し、特に問題ないとの意見をいただいております。説明は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただ今、事務局から第5号議案について説明がございましたが、何かご意見、ご質問などございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら皆様にお諮りいたします。第5号議案について、計画相当と認めることに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第5号議案について、計画相当と認めることに決定いたします。続きまして、第6号議案「非農地の判断について」事務局から議案の説明をお願いします。

○農地係長 それでは、第6号議案についてご説明いたします。まず、1番の年次計画案件についてですが、議案書の11ページから27ページにかけて掲載しております。27ページの表の下の方に集計をしておりますが、対象地は西出津町の725筆、189,076.84㎡でございます。調査対象範囲につきましては、スクリーンをご覧ください。航空写真でござ

います。西出津町の全体の航空写真になります。次が、拡大した航空写真になります。拡大した航空写真が、6枚ほどございます。次が、現地の写真です。現地の写真が、6枚ほどございます。現地の立会いは、令和3年5月11日に鶴田安明推進委員にお願いしております。なお、補足となりますが、全件とも農地法及び農業経営基盤強化促進法による権利の設定等はないものでございます。

続きまして、第6号議案2番からの個別案件についてご説明いたします。議案書の28ページをご覧ください。申出件数が3件、合計筆数が7筆、合計面積が2,961㎡について、非農地通知申出書が提出されております。

2番から順にご説明いたします。2番は、琴海村松町の〇〇さんが所有する琴海村松町の農地1筆で、面積は合計で1,673㎡でございます。申請地につきましては、スクリーンをご覧ください。航空写真でございます。オーシャンパレスゴルフクラブの西側に位置しております。次が、拡大したのになります。次が、現地の写真です。現地の立会いは、8月17日に森山安男農業委員にお願いしております。

続きまして3番は、福岡県遠賀郡岡垣町の〇〇さんが所有する、さくらの里3丁目の農地1筆で、面積は合計651㎡でございます。申請地につきましては、スクリーンをご覧ください。航空写真でございます。新長崎漁港の北側に位置しております。次が、拡大したのになります。次が、現地の写真です。現地の立会いは、8月18日に井川義英農業委員にお願いしております。

続きまして4番は、島原市有明町の〇〇さんが所有する、上戸町1丁目の農地5筆で、面積は637㎡でございます。申請地につきましては、スクリーンをご覧ください。航空写真でございます。戸町中学校の北側に位置しております。次が、拡大したのになります。次が、現地の写真です。現地の写真が、5枚ほどございます。現地の立会いは、8月18日に柳川八百秀農業委員にお願いしております。説明は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただいま事務局から第6号議案について説明がございましたが、何かご意見、ご質問等ございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら皆様方にお諮りいたします。第6号議案について、原案のとおり承認することに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第6号議案について、原案のとおり承認することに決定いたします。それでは引き続き、報告事項に入ります。報告事項1「事務局長専決事項の報告について」事務局から報告をお願いいたします。

○農地係長 それでは、報告事項の資料の1ページから2ページをご覧ください。農地法第3条の3の規定により、相続等の届出等が義務づけられているもので、先月は、5件の届出がありました。続きまして、資料の3ページから4ページをご覧ください。農地法第4条第1項第8号の市街化区域内での転用の届出が、6件提出されました。続きまして、資料の5ページから6ページをご覧ください。農地法第5条第1項第7号の市街化区域内での権利の移動が伴う転用の届出が、10件提出されました。合計21件提出され、すべて事務局長専決処分といたしました。以上で報告を終わります。

○議長 ありがとうございます。続きまして、報告事項2「長崎県農業会議常設審議委員会について」事務局から報告をお願いいたします。

○農政管理係長 平尾会長に代わりまして報告させていただきます。会議は、8月10日に開催されました。資料は、7ページと8ページになります。農地法第4条及び第5条転用許可申請諮問案件につきましては、今月は当委員会からの諮問案件はありませんでした。諮問案件の件数等につきましては、資料をご確認ください。報告は以上です。

○議長 続きまして、その他の事項に入ります。その他の事項1「全国農業新聞の定期購読目標の達成状況について」及びその他の事項2「農業委員・農地利用最適化推進委員活動記録カードの提出について」事務局から説明をお願いいたします。

○農政管理係長 その他の事項1「全国農業新聞の定期購読目標の達成状況について」ご説明いたします。資料の1ページをご覧ください。令和3年度の目標部数は148部となっております。先月の報告以降中止の申出が1件あっており、132部、目標部数に16部足りない状況となっております。目標部数に近づきますよう、今後とも委員の皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

続きまして、その他の事項2「農業委員・農地利用最適化推進委員活動記録カードの提出」についてですが、資料の2ページ及び3ページをご覧ください。令和3年度上半期の活動記録集計表を記載しております。ご報告いただいております活動記録カードにつきましては、農地利用最適化交付金の活動実績の配分を受けるための書類にもなりますので、毎月ご提出いただく前に、活動時間や活動内容の記入漏れ等がないかなどご確認の上、提出いただきますようお願いいたします。説明は以上です。

○議長 ありがとうございます。この件について、皆さんから何かご意見、ご質問等ございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、その他に皆様方から、ご意見・ご質問・各地域からのご報告

などございませんか。なんでも結構です。

○山脇委員 8月25日に琴海で違反転用のパトロールをいたしました。コロナウイルスの感染が心配ですので、各人自分の受け持ち地区に分かれて、パトロールをいたしましたので報告します。

○議長 ありがとうございます。ご苦労様でした。茂木地区についても、前回はそれぞれの担当地区を2名1組になってパトロールしたんですけれども、今回は全農業委員・推進委員8名で全地区をパトロールしてみようということで、実行しました。その中で、違反転用等が一部見られましたけれども、それは指導するというので、協議に入ることにしております。また、大崎地区は、道路の崩壊で回ることができなかったんですが、これは来年度に回したいと思っております。他にございませんか。

○後山委員 東長崎地区においても8月20日に全員で農地パトロールを行い、その後反省会というか報告会をしました。いろいろな意見が出ましたが、内容については割愛します。以上です。

○議長 ありがとうございます。他に農地パトロールをされたところがありますか。

○岩本委員 西山・木場地区もパトロールを行いました。一部荷物が置いてあるところがありました。違反というところは見当たりませんでした。以上です。

○議長 ありがとうございます。皆さん、大変貴重な時間を割いていただいて、農地パトロールをしていただくことによって、農家の人もなかなか自分の農地だから何に使ってもいいじゃないか、という考え方を持っておられる方がたくさんおられるので、そういった指導にもなるかと思っておりますので、今後とも是非ご協力をお願いしたいと思います。ありがとうございます。他にございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、最後にその他の事項3「令和3年9月、10月の行事予定について」事務局から説明をお願いいたします。

○農政管理係長 それでは、資料の4ページをご覧ください。まず9月の行事予定ですが、8日水曜日、令和3年度農業者年金推進特別研修会がウェブ会議にて開催されます。10日金曜日が、長崎県農業会議常設審議委員会で平尾会長が出席される予定です。22日水曜日が運営委員会、29日水曜日が農委だより編集会議、その後、農業委員会9月総会を開催する予定です。

次に、10月の予定ですが、10日金曜日が長崎県農業会議常設審議委員会、21日木曜日が運営委員会、28日木曜日に農委だより編集会議、農業者年金加入推進部長会議、農業委員会総会を開催する予定としております。なお、今のところ運営委員会及び総会の会場を新興善メモリアルホール・会議室として記載しておりますが、休館により変更となる場合がありますので、状況が変わりましたら随時ご連絡いたします。それから本来であれば、本日長崎県農業会議の地区別農業委員会委員研修会が予定されていましたが、8月の研修会は各市町とも延期ということになっておりますので、まだ、いつになるかわかりませんが、決まりましたらお知らせさせていただきたいと思っております。以上で9月、10月の行事予定のお知らせをおわります。

○議長 ありがとうございました。それでは、これで8月の農業委員会総会を終了させていただきます。大変ご苦労様でした。

議長
(山口 眞佐栄)

議事録署名人
(柳川 八百秀)

議事録署名人
(山口 邦俊)
